

J A山口信連

<女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標1：全職員の年次有給休暇の取得日数を一人あたり9日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 職員の年次有給休暇取得状況を毎月管理職へ共有し、計画的な取得を要請する
- 令和8年10月～ 管理職会議にて全職員の年次有給休暇取得状況を共有し、管理職主導で休暇が取得しやすい職場風土を醸成する

目標2：男性の育児休業取得率100%を目指す。

<対策>

- 令和8年4月～ 育児休業対象者への個別の制度説明や働きかけを行い、取得を促進する

目標3：各月ごとの時間外労働時間数を一人当たり平均11時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ DX推進およびIT活用による業務効率化を図り、時間外労働時間の削減に努める

※女性活躍に関する情報公開については、女性の活躍推進企業データベースに登録